

# 河北省大気汚染防止条例

(2016年1月13日河北省第12回人民代表大会第4回会議で可決)

## 第一章 総 則

## 第二章 大気汚染防止の計画及び基準

## 第三章 大気汚染防止措置

### 第一節 石炭燃焼およびその他のエネルギー由来の汚染防止

### 第二節 工業汚染防止

### 第三節 発じん汚染防止

### 第四節 自動車・船舶およびオフロード車の汚染防止

### 第五節 その他の汚染防止

## 第四章 重汚染気象の対応

## 第五章 重点区域合同防止

## 第六章 監督と検査

## 第七章 法的責任

## 第八章 附 則

## 第一章 総 則

第一条 環境を保全、改善し、大気汚染を防止し、住民の健康を保障し、エコ文明の建設を推進し、経済と社会の持続可能な発展を促進するため、「中華人民共和国大気汚染防止法」等の関連法律法令の規定に基づき、本省の実情と結び付けて、本条例を制定する。

第二条 本条例は、本省の行政区域内の大気汚染防止に適用する。

第三条 大気汚染の防止は、大気環境質の改善を目標とし、発生源対策、計画先行、重点の明確化、防止と対策の結合、政府主導、公衆参加の原則に従わなければならない。

第四条 各級人民政府は、それぞれの行政区域内の大気環境質に責任を負う。

県級以上の人民政府は、大気汚染防止事業を国民経済と社会発展計画に盛り込み、城鎮の配置と工業発展配置を適切に計画し、産業構造とエネルギー構造の最適化を図り、生態環境整備を強化し、大気環境質の改善を図らなければならない。

第五条 県級以上の人民政府の環境保護主管官庁は、それぞれの行政区域内の大気汚染防止の実施に対し、統一した監督管理を実施する。

県級以上の人民政府及びその他の関係官庁は、各自の職責範囲内において大気汚染防止に関する監督管理を実施する。

(一) 県級以上の人民政府の发展改革、工業と情報化官庁は、石炭の消費総量抑制、産業構造・エネルギー構造の最適化と配置調整に責任を負い、工業企業の技術改造とグレードアップ、旧式生産設備淘汰計画の実施を推進し、クリーンエネルギーの利用を強化し、循環型経済を発展させ、大気環境の保全等に関する関連政策を作成し、改善しなければならない。

(二) 県級以上の人民政府の公安、交通運輸、商務等の官庁は、自動車及びオフロード車、燃料蒸気回収等に対する監督管理を実施する。

(三) 県級以上の人民政府の住宅と都市農村建設、国土資源、交通運輸、都市管理、工業と情報化等の官庁は、建設発じん、鉱山発じん、道路発じん、企業の資材貯蔵場等に対し、監督管理を実施する。

(四) 県級以上の人民政府の都市管理、公安、工商、食品監督、農業等の官庁は飲食サービス、露天焼肉販売、民用石炭の燃焼使用、農作物残茎の野焼き禁止等に対し、監督管理を実施する。

(五) 県級以上の人民政府の農業、林業、牧畜等の官庁は、農業生産、畜産等由来の大気汚染に対し、監督管理を実施する。

(六) 県級以上の人民政府の交通運輸、漁業主管官庁、海事機関は、船舶による大気汚染物質の排出に対し、監督管理を実施する。

郷（鎮）人民政府及び街道弁事処は、県（市、区）人民政府の指導の下、本区域の実情にあわせて、大気汚染防止活動を実施する。

第六条 企業・政府系事業組織及びその他の生産と販売企業は、法律法令の定めを遵守し、環境管理制度を改善し、職場責任制度を確実に実行し、ありのままに環境情報を公開し、環境保護主管官庁及びその他大気環境保全監督管理の職責を有する官庁の監督管理を自主的に受けなければならない。クリーナープロダクション管理を強化し、効果的な対策をとり、大気汚染の予防と低減を図り、損害をもたらした場合は、法に従い損害賠償の責任をとる。

住民は、大気環境保全の意識を高め、低炭素で節約型、グリーンなライフスタイルを実行し、自主的に大気環境保全の責任を履行する。

第七条 本省は、大気環境質の目標責任制度及び考課評価制度を実施する。省人民政府は、考課賞罰規則を作成し、区設市、県（市、区）の大気環境質改善目標、大気汚染防止重点目標の達成状況に対し、考課を実施し、その結果を社会へ公開する。

第八条 県級以上の人民政府は、大気汚染防止予算の投入を拡大し、大気汚染防止資金に対する監督管理を強化し、資金の使用効果を高める。

各級人民政府は、技術改良、エネルギー代替を実施した企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者に対し、扶助と支援を与える。

民間資本の大気汚染防止参加を奨励し、支援し、金融機関が大気汚染防止プロジェクトへの融資を拡大するよう誘導する。

第九条 省、区設市の人民政府は、大気汚染防止に関する科学技術研究を奨励し、支援し、大気汚染発生源及びその変化トレンドの分析を実施し、大気汚染物質発生源インベントリーを作成し、先進的な予防技術を普及、応用し、大気汚染防止における科学技術の成果を発揮させる。

企業、政府系事業組織及びその他の生産者・販売者が自らの大気環境保全意識を高め、効果的な対策をとり、大気汚染の予防と低減に努めるよう、県級以上の人民政府の関係官庁はそれを誘導し、サービスを提供する。

第十条 各級人民政府は、大気汚染防止、大気環境の保全と改善活動において顕著な成果を挙げた組織や個人に対し、報賞する。

政府機関、社会団体、学校、マスメディア、末端の住民自治組織等は、大気環境保全に関する宣伝と教育に取り組み、大気汚染防止法律法令及び科学知識の普及に努め、住民の大気環境保全意識を高め、住民の大気環境保全への参加を推進させる。

## 第二章 大気汚染防止の計画及び基準

第十一条 国の大気環境基準を達成していない区設市の人民政府は、国と省の大気汚染防止目標及び区域の大気環境質の状況に基づき、期限付きの大気環境目標達成計画及び大気汚染防止年度実施計画を作成し、併せて厳しい大気汚染予防措置をとり、期限までに定めた大気環境基準を達成しなければならない。

国の大気環境基準を達成した区設市の人民政府は、国や省の要求に基づいて大気環境を持続的に改善するための対策を策定しなければならない。

大気環境基準達成計画、大気汚染防止年度実施計画及びその実施効果については、社会へ公開するとともに、適時に評価と見直しを行わなければならない。

第十二条 省人民政府は、国の大気環境質の基準及び汚染物質排出基準に定められていない事項に関し、本省の地方基準を作成することができる。国の大気汚染物質基準に定められている事項に関して、国の基準より厳しい地方基準を定め、国务院の環境保護主管官庁へ届け出ることができる。

省人民政府は、大気環境質の基準、主要機能区画計画及び経済・技術条件に基づき、本省の重点産業発展配置、構造及び規模を適切に決め、大気環境機能区画計画を制定し、改善させる。

第十三条 省人民政府は、関係官庁に指示し、または専門機関に委託して、大気環境状況に関する調査・評価を行い、大気環境容量モニタリングと予報警報メカニズムを構築しなければならない。

第十四条 県級以上の人民政府は、区域の環境容量を全体的に考慮して重点産業及びエネルギー構造を適切に決め、大気汚染防止に資する経済政策を策定、実施し、汚染企業の技術改良及び産業のグレードアップを促進しなければならない。

県級以上の人民政府は、産業配置の最適化を図り、次第に鉄鋼、セメント、板ガラス、化学製薬、有色金属精錬、化学工業等重汚染企業を都市区域外または生態レッドライン外へ移転させる。技術改良を完了し、排出基準を達成した後に工業団地へ移転させる。

第十五条 本省は、重点大気汚染物質排出総量規制制度を実施し、重点大気汚染物質の排出総量を次第に削減する。

省人民政府は、本省の経済と社会発展水準、環境質の状況、産業構造と結び付けて、重点大気汚染物質排出総量規制指標を区設市、県（市）の人民政府へ割り振りする。区設市、県（市）人民政府は、公開、公平、公正の原則に基づき、重点大気汚染物質排出総量規制指標を各排出事業者へ割り振りする。汚染排出事業者は、総量規制指標を超えて大気汚染物質を排出してはならない。

第十六条 本省は、重点大気汚染物質排出総量を厳しく規制し、排出総量削減計画を実施することを前提に、総量削減に資する原則に基づいて、重点大気汚染物質排出権取引及び二酸化炭素排出取引を次第に推進する。

第十七条 本省は、大気汚染物質排出許可管理制度を実施する。大気中に工業排ガスまたは有毒有害大気汚染物質を排出する企業、政府系事業組織、集中暖房供給施設等石炭を利用する熱源の生産・運営企業及びその他法に従い汚染排出許可管理制度の対象事業者は、法に従い汚染排出許可証を取得しなければならない。汚染排出許可証を取得しておらず、または汚染排出許可証に関する規定に従わずに大気中に汚染物質を排出してはならない。

大気中に汚染物質を排出する事業者は、国と本省の定めに基づき、大気汚染物質排出口と標識を設置しなければならない。労働安全事故または突発性環境事件が発生

し、または発生するおそれがあるときに緊急排出先から大気汚染物質を排出する必要がある場合を除いて、緊急排出先から大気汚染物質の排出を禁止する。

第十八条 大気中に汚染物質を排出する重点汚染排出事業者は、国及び本省の関連規定に基づき、大気汚染物質排出自動モニタリング設備を設置し、使用すると同時に、環境保護主管官庁の監視設備とネットワークで連結し、モニタリング設備の正常な運転を保証し、併せて法に従ってその排出情報を公開しなければならない。

重点汚染排出事業者は、大気汚染物質排出自動モニタリング装置を破壊し、損壊し、または勝手に撤去し、使用を中止してはならない。モニタリングデータの改ざん、偽造をしてはならない。

第十九条 民間資本の大気環境対策分野への投入を奨励し、支援する。大気汚染対策の第三者参加を実施し、対策実施の専門化レベルと対策の効果を高める。

汚染排出事業者は、大気汚染対策実施の主體的責任をとり、資格のある第三者に大気汚染防止施設の運営代行または大気汚染対策の実施を委託することができる。委託を受けた第三者は、環境法律法令と関係技術基準及び汚染排出企業の委託要件を遵守し、約束した汚染対策責任を果たさなければならない。

第二十条 国または本省の重点大気汚染物質排出総量規制指標を超え、国または本省が定めた大気環境改善目標を達成していない地域に対し、省人民政府環境保護主管官庁は、重点大気汚染物質を新規増加させる建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査許可を一時停止する。

第二十一条 県級以上の人民政府は、都市計画を科学的な方法で作成、且つ厳格に実施し、大気汚染物質の拡散に有利な都市と区域の空間配置を行い、区域の生態緩衝帯及び生態保護区を設けるまたはあらかじめその場所を確保しなければならない。

県級以上の人民政府は、主体機能区画に基づいて工業団地の配置を適切に計画しなければならない。大気汚染物質を新規増加させる工業プロジェクトに関しては、環境参入基準を厳格に実施し、大気汚染物質の排出削減、資源のリサイクル及び集中対策に資する原則に基づき、工業団地内で集中的に建設する。

### 第三章 大気汚染防止措置

#### 第一節 石炭燃焼およびその他のエネルギー由来の汚染防止

第二十二條 省人民政府の発展と改革主管官庁は、関係官庁と連携し、経済と社会発展のニーズ及び本地域の環境容量等の条件に鑑み、区域の石炭消費総量規制計画及び削減目標を定め、一次エネルギー消費量における石炭の比重を次第に下げ、工業用石炭と民生用石炭の使用量を重点的に削減し、石炭消費量のマイナス成長を実現させなければならない。

区設市及び県（市、区）の人民政府は、本地域の石炭消費総量規制計画と削減目標に基づき、それぞれの地域の石炭消費総量規制計画を作成し、実施しなければならない。

第二十三條 区設市の人民政府は、大気環境質改善の要求に基づき、都市市街地面積の80%以上に相当する範囲を高汚染燃料燃焼禁止区域に設定しなければならない。県（市、区）の人民政府は、実情に基づいて高汚染燃料燃焼禁止範囲を設定することができる。

燃焼禁止区域には石炭、重油、残さ油等高汚染燃料を燃焼する施設を新設してならない。既存の高汚染燃料燃焼施設は、期限を定めてクリーンエネルギーへ転換しなければならない。クリーンエネルギー代替を実施していない高汚染燃料燃焼施設には先進的なプロセスが採用される脱硫、脱硝、集じん装置を設置する等措置を講じて二酸

化硫黄、窒素酸化物、ばいじん等の排出を抑制しなければならない。それにも関わらず大気汚染物質排出基準を達成できない場合は使用を中止しなければならない。

燃焼禁止区域における石炭の生活利用を禁ずる。

第二十四条 各級人民政府は、石炭の品質管理を強化し、基準に適合しない石炭の生産、輸入、運搬、販売及び利用を禁じ、良質炭の利用を奨励する。

石炭を利用する事業者は、先進的なクリーンコール技術を利用し、石炭利用の効率を高め、大気汚染物質の排出を低減させなければならない。

第二十五条 県級以上の人民政府は、国の規定に適合しない石炭焚きボイラーを期限を定めて廃棄し、石炭焚きボイラーと石炭焚き工業窯炉の改良を加速し、クリーン燃料の利用を普及させなければならない。

石炭焚きボイラー、石炭焚き工業窯炉、企業や組織で使われる炊事用かまどまたは業務用かまど等の施設から目に見える黒煙の排出を禁ずる。

第二十六条 県級以上の人民政府は、都市建設を統一的に計画し、コージェネレーション及び暖房の集中供給を推進しなければならない。

新設プロジェクトの付属施設としての自家用石炭火力発電所の建設を禁ずる。コージェネレーションを除き、新設の石炭火力発電プロジェクトの許認可を禁ずる。現在複数台の石炭発電装置があり、その総設備容量が国の定めた要件を満たしている場合、石炭総量代替の原則に基づいて大規模な石炭火力発電装置に改造することができる。

安定した熱源を有する集中暖房供給区域及び合同暖房区域内のユーザーは、集中的に供給する暖房を利用し、分散的な石炭焚き熱供給施設を建設してはならない。既に

ある分散的な中小規模の石炭焚き熱供給施設は、期限付きで撤去しなければならない。

集中型熱供給、計量と費用徴収を普及させ、熱供給の効率を高め、エネルギー消費量を低減させる。

第二十七条 各級人民政府は、下記の措置の実施により、農村における石炭燃焼汚染対策を強化しなければならない。

(一) 民生用クリーンかまどの利用を普及し、低効率で高汚染の直接燃焼型かまどの廃棄を加速し、環境保護の要求に適合しないかまどの生産、販売、利用を厳禁する。

(二) クリーン炭、良質炭の普及と利用を強化し、農村地域におけるクリーン炭配送ネットワークの全域カバーを実現させる。高硫黄炭と低品質炭の利用を厳禁する。

(三) 太陽光、電気、天然ガス、バイオガス、地熱等の利用を普及し、農作物残茎のエネルギー化利用に取り組み、農村におけるクリーンエネルギー代替とその開発利用を推進する。

## 第二節 工業汚染防止

第二十八条 省人民政府の工業と情報化主管官庁は、省の発展改革、環境保護、品質監督等の官庁と連携し、廃棄すべき旧式生産プロセス・設備及び製品に関する国の指導目録に基づき、本省の同指導目録を作成すると同時に、省人民政府の許可を経て実施する。

企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者は、定められた期限において前項の目録に列記された生産プロセス、設備と製品を廃棄しなければならない。

第二十九条 国の産業政策に基づき、鉄鋼、セメント、板ガラス、化学製薬、有色金属精錬、化学工業等の新設、改築、拡張プロジェクトを厳しく制限する。

大気を著しく汚染する既存の工業事業は、国及び本省の関連規定に基づいてクリーナープロダクション審査を実施しなければならない。

第三十条 生産能力が著しく過剰な業種、大気をひどく汚染する企業に対し、汚染排出費の累進徴収、差別化融資、差別化水道料金と懲罰性電力価格を実施する。

第三十一条 生産と販売の過程において有毒有害大気汚染物質を発生させる場合は、排出者が、収集と浄化装置の設置またはその他の措置をとり、国と本省が定めた排出基準を達成しなければならない。

有毒有害大気汚染物質の直接排出を禁ずる。

第三十二条 工業生産用ボイラーは、国と本省のボイラーに関する大気汚染物質排出基準を達成すると同時に、燃料要求及び大気汚染物質排出規制指標を明記しなければならない。

第三十三条 揮発性有機化合物含有排ガスを発生させる生産とサービス活動は、密閉空間または設備の中で行うと同時に、規定に従って汚染防止施設を設置し、利用しなければならない。密閉ができない場合、排ガスの排出を削減するために必要な措置をとらなければならない。

人口密集地域における屋外ペンキ塗り、塗装、砂の吹き付け、ガラス繊維の生産及びその他有毒有害ガスを発生させる作業を禁ずる。

第三十四条 工業生産、ゴミ埋立てまたはその他の活動から発生する可燃性ガスを回收利用する。回收利用できない場合は、汚染防止措置をとる。

可燃性ガスの回収利用装置が正常に運転できない場合は、速やかに修復するまたは交換しなければならない。回収利用装置が正常に運転できない期間に可燃性ガスを排出せざるを得ない場合は、排出する可燃性ガスを十分に燃焼するまたはその他の抑制措置をとると同時に、所在地人民政府の環境保護主管官庁へその旨を報告し、定められた期限内に修復するまたは交換しなければならない。

第三十五条 工業塗装企業は、低揮発性有機化合物塗料を利用すると同時に、生産原料、副原料の使用量、廃棄量、廃棄先及び揮発性有機化合物含有量を記録するための台帳を作成しなければならない。台帳の保管期間は、三年以上でなければならない。

石油、化学工業、製薬、印刷等揮発性有機化合物が発生しやすい工業企業は、生産過程において回収、処理等の措置をとり、基準達成後の排出を確保しなければならない。

第三十六条 石油、化学工業及びその他有機溶剤を生産するまたは利用する企業は、漏洩検知及び修復制度を構築し、パイプ、設備に対して日常のメンテナンス、修理を行い、速やかに漏洩した資材を回収しなければならない。

石油・ガス貯蔵施設、燃料油・ガス補給所、石油とガスのタンクローリー等の新規建設及び石油とガスのタンクローリーを新規登録する際は、国の基準に従って蒸気回収装置を設置すると同時に、この正常な運転を確保しなければならない。既存の石油・ガス貯蔵施設、燃料油・ガス補給所及び既存の石油とガスタンクローリーは、国が定めた基準と期限に従って蒸気回収の総合対策を実施しなければならない。

### 第三節 発じん汚染防止

第三十七条 各種の工事建設等の施工作业に従事し、または資材の運搬、保管及びその他発じんを発生させる工事発注者と施工業者は、所在地人民政府の発じん汚染防止

を担当する官庁に届出を提出すると同時に、発じんを防止するために適切な措置を講じなければならない。

第三十八条 工事発注者は、施工に伴う発じん汚染防止費を工事予算に組み入れると同時に、施工契約に施工業者の発じん汚染防止責任を明確に記載しなければならない。施工業者は、具体的な建設発じん防止プランを作成し、それを実施しなければならない。

工事発注者及び施工業者は、下記の規定を遵守しなければならない。

(一) 工事に着工する前に、施工現場周辺に柵を設置し、これを保守管理する。すぐに建設を開始する予定のない建設用地は、未舗装の地面をカバーする。着工するまでに3ヶ月以上ある場合は、臨時の緑化等防じん措置をとらなければならない。

(二) 施工現場の出入り口には、施工現場責任者、環境保護監督員、発じん汚染防止措置、苦情電話番号等の情報を表示しなければならない。

(三) 施工現場の出入り口には、車両洗浄施設を設置すると同時に、排水、スラリー沈殿施設も設置する。施工車両は、泥がついたまま道路を走行してはならない。施工現場道路及びその出口周辺の道路には建設廃棄物・残土を残してはならない。

(四) 建設現場の出入り口、幹線道路、加工エリア等は、舗装等処理措置をとる。

(五) 施工工事現場に野積みされているセメント、石灰、土、砂利等発じんが発生しやすい資材及び工事現場に野積みされている建設廃棄物、工事用土、建設発生土等はカバー、密閉またはその他の発じん防止措置をとらなければならない。

(六) 建設用土、砂利、建設廃棄物等発じんが発生しやすい資材を積み降ろし、運搬する際は、完全な密閉措置をとらなければならない。

(七) 重汚染気象が発生した場合、施工業者は、土工作业、解体作業及びその他発じん汚染が発生する可能性のある施工作业を停止しなければならない。

第三十九条 鉱山資源の採掘・加工企業は、発じん低減プロセス、技術と設備を利用し、スプリンクラーの利用、輸送道路の舗装等発じん抑制措置をとると同時に、鉱山生態修復に関する規定を実施しなければならない。

第四十条 企業の資材貯蔵場は、関連規定に従って密閉化しなければならない。密閉できない場合は、防じん施設を設置し、またはその他の防じん措置を講ずる。積み降ろしの際に発じんが発生しやすい資材の場合は、密閉し、またはスクリーンプレーで散水する等発じん抑制措置を講じなければならない。

ごみ埋立て場、建設廃棄物とがれき処分場は、関連基準や要件に従って防じん措置を講じなければならない。

第四十一条 都市内道路清掃は、発じんが発生しにくい機械式散水清掃作業方式を取り、ほこりを低減し、または洗浄する。手作業で清掃する場合、発じんを低減するために作業規則を遵守しなければならない。

発じんが発生しやすい建設用土、砂利、建設廃棄物等を運搬する車両は、密閉されなければならない。資材が沿道に落下しまたは飛散してはならず、併せて定められた路線に従って車両を運行しなければならない。

第四十二条 各級の人民政府は、未耕作農地及び耕作放棄地の対策を積極的に推進し、発じん汚染を防止しなければならない。

県級以上の人民政府の住宅と都市農村建設、都市管理、水利等の官庁は、その職責に応じて市政河川及び河川の沿岸、公共用地の未舗装地面その他の都市部の未舗装地面对し、緑化または透水性舗装を行い、発じん汚染を軽減させなければならない。

#### 第四節 自動車・船舶およびオフロード車の汚染防止

第四十三条 使用過程中の自動車、船舶及びオフロード車の汚染物質排出は、国及び本省が定めた自動車、船舶及びオフロード車の段階的排出基準を適用する。

第四十四条 新たに購入した自動車は、本省の汚染物質排出基準を満たしている、または国が承認した測定機構によって測定され、本省の新規購入車汚染物質排出基準を満たしていることが確認されてはじめて、本省で新規登録または転入手続きをすることができる。

第四十五条 使用過程中の自動車は、国及び本省の関連規定に従い、定期的に自動車汚染物質排出基準検査を受け、検査に合格してはじめて道路を走行することができる。検査に合格しなかった場合は、公安機関の交通管理当局が安全技術検査合格ラベルを発行してはならない。

県級以上人民政府の環境保護主管官庁は、自動車の集中駐車エリア、整備エリアにおいて、使用過程中の自動車の大気汚染物質排出状況に対する監督・抜き取り検査を実施することができる。自動車の集中停車エリア、整備エリアの管理担当部局は、これに協力しなければならない。

県級以上人民政府の環境保護主管官庁は、道路走行中の自動車の汚染物質排出状況について、正常な通行に支障を及ぼさない限り、リモートセンシング手法等により監督・抜き取り検査を実施することができる。公安機関の交通管理当局は、これに協力しなければならない。

第四十六条 自動車もしくはオフロード車の所有者または使用者は、排出した大気汚染物質が基準を超過していると告げられたとき、速やかに修理を行い、検査に合格してはじめて使用することができる。

第四十七条 区設市の人民政府は、都市機能と配置の最適化を図り、公共交通機関の優先発展計画を実施し、燃料油使用の自動車の保有台数を適切にコントロールし、新エネルギー自動車を普及させ、相応の充電スタンド（ポール）、ガススタンド等のインフラ施設を整備し、新たに建設した住宅団地の駐車場において相応の充電施設を建設し、公共交通機関、タクシー、環境衛生、郵政、速達等の営業用車及び公用車に率先して新エネルギー自動車を導入することを奨励し、支援する。

県級以上の人民政府は、都市の歩道、自転車交通システムの整備を強化し、公衆のグリーン交通利用、低炭素型お出かけを誘導する。

県級以上人民政府の関係官庁は、高排出量の使用過程中の自動車、オフロード車規制プランを制定し、実施する。高排出量の自動車及びオフロード車の前倒し廃棄を奨励する。

第四十八条 本省は、使用過程中の自動車の検査方法と排出基準を厳格に実施し、これに合わせて基準に合格した自動車用燃料を供給し、区域の自動車汚染物質排出に対する監督管理の連携を推進する。

国の基準及び北京・天津・河北省区域の使用条件を満たしていない自動車用燃料の生産、輸入、販売、使用を禁止する。

第四十九条 船舶の大気汚染物質排出は、関係基準に適合し、排出規制地域の要求を遵守しなければならない。

港湾に停泊している船舶は、陸上電源を優先的に利用し、新たに建設するふ頭は、陸電供給施設を計画、設計、建設する。既存のふ頭は、陸電供給施設への改造を逐次に実施する。

第五節 その他の汚染の防止

第五十条 農作物の残茎、落ち葉、枯れ草等ばいじんを発生させる物質の野焼き、電子廃棄物、アスファルトフェルト、ゴム、プラスチック、皮革、アスファルト、ごみ等有毒有害物質、悪臭または異臭を発生させる物質の野焼きを禁止する。

第五十一条 大気中に水銀、鉛、クロム、カドミウム、金属ヒ素等の汚染物質を排出する企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者は、国及び本省の関係基準・要求に基づいて効果的な措置を講じ、汚染物質の排出量を削減しなければならない。

第五十二条 大気中にダイオキシン等残留性有機汚染物質を排出するまたは廃棄物焼却に従事する企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者は、大気汚染物質の排出を削減する技術やプロセスを採用し、排ガス回収・浄化装置を設置し、大気汚染物質の排出基準達成を確保しなければならない。

第五十三条 いかなる組織や個人も、所在地人民政府が定めた禁止エリアにおいて屋外焼肉販売をしてはならない。

下記の場所において、油煙を排出する飲食店の新設、改築、拡張を禁止する。

- (一) 集合住宅等非商業用建築物
- (二) 専用ダクトを設置していない商業・住宅複合ビル
- (三) 商業・住宅複合ビル内の住宅階に隣接するフロア

油煙を排出する飲食サービス提供及び販売所は、要求に基づいて油煙浄化施設を設置し、正常に使用し、油煙を基準達成レベルまで排出することを確保しなければならない。

第五十四条 県級以上の人民政府の庭園緑化担当官庁は、高効率、低毒性、低残留性の農薬を使用して庭園の病虫害を防止するとともに、散布時間も適切に調整する。

県級以上の人民政府の農業主管官庁は、農業生産経営者の農薬、化学肥料の科学的な使用を指導し、大気汚染物質の排出削減に努める。

畜産、屠畜等の生産・販売活動に従事する組織または個人は、有効な措置を講じて周辺環境への汚染を防止しなければならない。学校、病院、住宅エリア等人口密集地域に畜産場、屠畜場の設置を禁止する。

第五十五条 区設市の人民政府は、実際のニーズに応じて花火・爆竹の販売禁止、使用禁止または販売制限、使用制限区域と時間を定め、次第に花火・爆竹の使用禁止区域を拡大し、使用時間・品種を厳しく制限し、花火・爆竹の使用による汚染を低減させる。

各級人民政府は、住民が文明的な、低炭素型の冠婚葬祭を行うことを指導し、花火・爆竹の使用及び祭祀用銭紙の焼却による汚染を低減させなければならない。

#### 第四章 重汚染気象対応

第五十六条 県級以上の人民政府は、重汚染気象モニタリング・予報警報及び緊急時対応体制を構築し、重汚染気象緊急時対応プランを作成し、一つ上の人民政府の環境保護官庁へ届け出るとともに、社会へ公表しなければならない。

大気汚染物質の重点排出企業は、重汚染気象緊急時対応プランに基づいて重汚染気象対応措置実施プランを作成しなければならない。

第五十七条 省、区設市の人民政府環境保護官庁は、気象等の関係官庁と合同で重汚染気象予報警報及び協議体制を構築し、大気環境質の予報とモニタリング水準を高める。重汚染気象が発生するおそれがあるときは、速やかに所在地の人民政府へ報告しなければならない。

区設市の人民政府は、一元的に予報警報情報を発布する。いかなる組織または個人は社会へ情報を発布してはならない。

第五十八条 県級以上の人民政府は、重汚染気象の予報警報レベルに応じ、定められた手続きに従って、速やかに緊急時対応プランを実施し、マスメディアを通じて社会へ重汚染気象予報警報情報を発布し、下記の緊急時対応措置をとらなければならない。

(一) 関係企業の操業停止または生産制限、排出制限を命ずる。

(二) 一部の自動車の走行区域と走行時間帯を制限する。

(三) 花火・爆竹の使用を禁止する。

(四) 建設現場における発じん汚染が発生しやすい施工作業を一時停止または制限する。

(五) 屋外焼肉販売を禁止する。

(六) 国及び本省が定めたその他の緊急時対応措置。

企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者、住民は、政府及びその他関係官庁が実施する重汚染気象緊急時対応措置に協力しなければならない。

第五十九条 予報警報情報の発布後、区設市の人民政府及び関係官庁は、テレビ、ラジオ放送、インターネット、ショートメール等を通じて住民に対し健康被害防止措置を広報しなければならない。重汚染気象緊急時対応レベルに応じて、住民の公共交通機関利用料金を減免し、屋外でのイベント開催を中止することができる。幼稚園や小中学校は屋外活動を減らすまたは中止し、必要な場合は臨時休校することができる。

第六十条 県級以上の人民政府は、突発的大気汚染事件緊急時対応プランを作成し、住民の健康及び環境の安全に影響を及ぼすおそれのある突発的大気汚染事件が発生する際、緊急時対応措置を講じなければならない。

企業・政府系事業組織は、国の関連規定に基づいて大気汚染に関する突発的環境事件緊急時対策プランを作成し、所在地人民政府の環境保護官庁及びその他の関係官庁へ届け出なければならない。大気汚染突発的環境事件が発生し、または発生するおそれがある場合は、企業・政府系事業組織が直ちに汚染拡大抑制措置を講じ、速やかに被害を受けるおそれのある組織や住民に通知するとともに、所在地人民政府の環境保護官庁及びその他の関係官庁に報告しなければならない。

所在地人民政府の環境保護官庁は、適時に突発的環境事件によって発生する大気汚染物質に対してモニタリングを行うとともに、社会に対しモニタリング情報を公表しなければならない。

## 第五章 重点区域合同防止

第六十一条 省人民政府は北京市、天津市及びその他の隣接省、自治区人民政府と大気汚染防止連携メカニズムを構築し、定期的到大気汚染防止に関する重要事項について協議し、大気汚染の合同防止を実施し、大気汚染防止目標責任を履行しなければならない。

省人民政府の関係官庁は、産業移転の受け入れ及び協力を実施する際に、国もしくは本省の産業構造調整の規定または参入基準を厳格に遵守し、北京市、天津市及びその他の隣接省・自治区との大気汚染防止連携を統一的に考慮しなければならない。

区設市の人民政府は、北京市、天津市大気汚染防止事業特別資金に対し、特別会計を設け、ピンハネや流用をしてはならない。

第六十二条 省人民政府の環境保護主管官庁は、北京市、天津市及びその他の隣接省、自治区人民政府の環境保護主管官庁と連携して大気汚染予報警報合同対応体制を構築し、重汚染気象の予報警報レベル基準を統一し、区域予報警報合同対応及びモニタリング情報の共有を強化し、法執行連携、環境アセスメントに関する合同協議を実施し、大気汚染の合同防止を促進し、広域大気汚染を及ぼす可能性のある重大な大気汚染事故を通報し、地域間大気汚染紛争について調整する。

第六十三条 省人民政府の関係官庁は、北京市、天津市及びその他の隣接する省・自治区の関係官庁と連携して大気汚染防止に関する科学研究協力を実施し、区域大気汚染の要因、発生源分析及び防止政策、基準、対策等重要課題に関する共同研究を実施し、区域の大気汚染防止レベルを高める。

第六十四条 省人民政府の環境保護主管官庁は、区設市の人民政府と連携して、重点区域の大気汚染防止計画を作成し、共同抑制目標を明確にし、重点的な防止目標と措置を打ち出し、区域の大気環境質の改善を促進する。

## 第六章 監督と検査

第六十五条 県級以上の人民政府は、毎年、同級の人民代表大会またはその常務委員会に対し、環境質の状況及び環境保護目標の達成状況を報告する際、大気環境質目標の期限付き達成計画の実施状況を報告し、法に従って監督を受けるとともに、社会へ公表しなければならない。

県級以上の人民代表大会常務委員会は、法執行検査、質疑、喚問、代表による視察等の方法により、大気汚染防止の監督を強化する。

第六十六条 県級以上の人民政府及びその環境保護官庁は、下級の人民政府及びその関係官庁の大気汚染防止職責の履行状況を監督し、検査するとともに、総合的考課を実施し、併せてその考課結果を社会へ公表しなければならない。

第六十七条 省人民政府の環境保護主管官庁は、関係官庁と連携し、重点大気汚染物質排出総量規制指標を超過している、または大気環境質改善目標を達成していない地域に対し、当該地域の人民政府の主要責任者を喚問する。喚問状況は社会へ公開しなければならない。

第六十八条 生態環境損害の終身責任追及制度を実施し、大気環境保全の監督管理責任の履行過程において、責任の不履行、不適切な履行、違法な履行により重大な結果及び悪い影響をもたらした組織またはその責任者に対し、法や規則に従い責任を追及する。

第六十九条 県級以上人民政府の環境保護主管官庁及びその他の関係官庁は、管轄地域内の汚染物質排出事業者に対する現場検査を実施する権限がある。検査対象事業者はありのままに状況を伝えなければならない。

法律法令の定めに違反して大気汚染物質が排出され、重大な大気汚染が引き起こされたもしくは引き起こされる可能性があり、または関係証拠が滅失されるもしくは隠匿される可能性がある場合は、県級以上人民政府の環境保護主管官庁及びその他の関係官庁が、法により関係企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者の関連施設、設備、物品の封鎖、差し押さえ等の行政的強制措置をとることができる。

第七十条 県級以上人民政府の環境保護主管官庁及びその他の関係官庁は、法執行のキャパシティービルディングを強化し、職員の業務能力研修を実施する。官庁間の合同法執行及び重点的大気汚染違法事案に対する査察を強化し、法執行のレベルを高めなければならない。

県級以上人民政府の環境保護主管官庁及びその他の関係官庁は、大気汚染防止の情報化に取り組み、環境モニタリング、発生源監視、監督管理情報システムの整備を次第に改善し、大気汚染防止監督管理の情報共有を実現させなければならない。

第七十一条 県級以上人民政府の環境保護主管官庁は、本地域の環境大気質の常時モニタリングデータを発布し、法に従い重点発生源の大気汚染物質排出モニタリング結果、突発的大気汚染環境事件等の情報を公表しなければならない。

重点大気汚染物質排出事業者は、法に従い、社会に対して常時モニタリングデータ等の環境情報をありのままに公開し、住民の監督を受けなければならない。

第七十二条 県級以上人民政府の環境保護主管官庁及びその他の関係官庁は、環境モニタリング、環境評価及び環境モニタリング設備と防止施設のメンテナンス・運営に従事する事業者に対する監督・管理を強化しなければならない。

環境モニタリング、環境評価及び及び環境モニタリング設備と防止施設のメンテナンス・運営に従事する事業者は、法に従い、独立して業務を行わなければならない、いかなる組織や個人の干渉も受けてはならない。

環境モニタリング、環境評価及び環境モニタリング設備と防止施設のメンテナンス・運営に従事する事業者は、関係モニタリング結果、評価結論、施設の運営状況に対する責任を負うと同時に、法的責任も負う。

第七十三条 県級以上の人民政府は、大気汚染防止に関する不良記録制度を構築し、大気汚染防止に関する法律法令に違反し、且つ是正を拒否する企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者を不良記録リストに列記する同時に、社会へ公表しなければならない。

当事者は、不良記録リストに掲載されることに異議がある場合、不服を申し立てるまたは行政訴訟を提起することができる。

当事者が関連する義務を履行したまたは違法行為を改めた場合は、県級以上の人民政府の確認を経て、不良記録リストからその名前を削除しなければならない。

第七十四条 県級以上人民政府の環境保護主管官庁またはその他大気環境保全の監督・管理職責を有する官庁は、告発用の電話番号、電子メール等を公表し、住民、法人またはその他の組織の告発の便宜を図らなければならない。

告発を受けた官庁は、速やかにこれを処理しなければならない。告発の内容が事実だと確認された場合は、関係官庁がその告発者に報奨を与える。

県級以上人民政府の環境保護主管官庁またはその他大気環境保全の監督・管理職責を有する官庁は、告発者の個人情報を守り、告発者の合法的權益を守らなければならない。

第七十五条 大気環境を破壊し、社会と公共利益を損害する行為に対し、法に定められた機関または社会組織は、法律法令の定めに基づいて公益訴訟を提起することができる。

第七十六条 県級以上人民政府の環境保護等の官庁は、人民法院、人民検察院、公安当局との連携を強化し、大気汚染事案に関する行政の法執行と刑事司法との連携体制を健全化し、合同会議、情報共有、事件通報、移送制度を改善する。

## 第七章 法的責任

第七十七条 各級人民政府、県級以上の人民政府の環境保護主管官庁及びその他大気環境保全の監督・管理職責を有する官庁に次のいずれかの行為があった場合は、その上級の主管官庁または監察機関が是正を命じ、直接の担当責任者及びその他の直接担当者に対し、法に従い処分する。犯罪とみなされた場合は、法により刑事責任を追及する。

(一) 法律法令、主体機能区の位置づけ、生態環境保護計画等に違反して勝手に意思決定を行い、大気環境の破壊をもたらしたとき。

(二) 重大な大気汚染事件に対し、職責範囲内の対応が不十分なため、重大な結果をもたらしたとき。

(三) 規定に違反して汚染排出許可証を発行したとき。

(四) 法に従って大気環境情報を公表すべきであるにも関わらず公表しなかったとき。

(五) モニタリングデータを改ざん、偽造したまたは改ざん、偽造を指示したとき。

(六) 環境法違反行為をかばったとき。

(七) 大気汚染防止特別資金をピンハネ、流用したとき。

(八) 告発に対して速やかに調査、処理しなかったまたは告発人の個人情報をリークしたとき。

(九) 公安当局に移送し調査すべき大気汚染事案を移送しなかったとき。

(十) その他、職権を乱用し、職務を不履行し、私情にとらわれ、不正行為を行ったとき。

県級以上人民政府の主要責任者の任期内に、その区域の大気環境質が継続して悪化に転じた場合は、その主要責任者の行政責任を追及する。生態環境の重大な破壊をもたらした場合は、責任を取って辞任するまたは主管官庁がその辞任を命ずる。

第七十八条 本条例の規定に違反し、次のいずれかの行為があった場合は、県級以上の人民政府の環境保護主管官庁が、汚染の排出中止または生産制限、操業停止・是正を命じ、併せて十万元以上、三十万元以下の過料を科す。情状が比較的重大な場合は、三十万元以上、百万元以下の過料を科す。情状が重大な場合は、批准権限のある人民政府への報告を経て、操業停止、閉鎖を命ずる。過料が科され、是正を命じられ

たにも関わらず、是正を拒否する場合は、是正命令を発出した日の翌日から起算して、元の過料金額と同額の過料を日ごとに連続して科することができる。

(一) 法に従い大気汚染物質排出許可証を取得しなかったとき。

(二) 大気汚染物質排出基準、または重点大気汚染物質排出総量規制指標を超過して大気汚染物質を排出していたとき。

(三) 闇排出等の手段で監督管理を忌避して大気汚染物質を排出していたとき。

第七十九条 本条例の規定に違反し、次のいずれかの行為があった場合は、県級以上人民政府の環境保護主管官庁が期限を定めて是正を命じ、二万元以上、五万元以下の過料を科す。情状が比較的重大な場合は、五万元以上、十万元以下の過料を科す。情状が重大な場合は、十万元以上、二十万元以下の過料を科す。是正を拒否した場合は、操業停止の是正を命ずる。

(一) 大気汚染物質排出自動モニタリング設備を破壊し、毀損したまたは勝手に撤去し、使用していなかったとき。

(二) 規定に従い大気汚染物質排出自動モニタリング、監視等の設備を未設置し、または環境保護主管官庁の監視設備とネットワークで接続して且つそのモニタリング設備の正常運転を保証しなかったとき。

(三) 重点汚染排出事業者が自動モニタリングデータを公開しなかった、またはデータを改ざんし、偽造したとき。

(四) 規定に従って大気汚染物質排出口を設置しなかったとき。

第八十条 本条例の規定に違反し、次のいずれかの行為があった場合は、県級以上の人民政府の品質監督、工商等の官庁が職責に応じて是正を命じ、原材料、製品及び違法所得を没収し、併せて商品金額の一倍以上、三倍以下の過料を科す。

(一) 品質基準に適合しない石炭を販売したとき。

(二) 揮発性有機化合物含有量が品質基準または要求に適合しない原料と製品を生産、販売したとき。

(三) 品質基準と要求に適合しない自動車、オフロード車用燃料を生産、販売したとき。

(四) 使用禁止区域内で高汚染燃料を販売したとき。

第八十一条 本条例の規定に違反し、事業者が品質基準に適合しない石炭を使用した場合は、県級以上人民政府の環境保護主管官庁が職責に応じて是正を命じ、商品金額の一倍以上、三倍以下の過料を科す。

第八十二条 本条例の規定に違反し、環境要件に適合しない民生用ガスコンロを生産、販売した場合は、県級以上人民政府の品質監督、工商等の官庁が職責に応じて是正を命じ、商品金額の一倍以上、三倍以下の過料を科す。

第八十三条 本条例の規定に違反し、次のいずれかの行為があった場合は、県級以上人民政府の環境保護官庁が是正を命じ、二万元以上、五万元以下の過料を科す。情状が比較的重大な場合は、五万元以上、十万元以下の過料を科す。情状が重大な場合は、十万元以上、二十万元以下の過料を科す。是正を拒否した場合は、操業停止の是正を命ずるまたは批准権のある人民政府の批准を経て操業停止・閉鎖を命ずる。

(一) 揮発性有機化合物排ガスを発生させる生産とサービス活動を密閉空間もしくは設備の中で行わず、規定に従って汚染防止設備を設置、使用せず、または排ガス削減措置をとらなかったとき。

(二) 人口密集地区で屋外ペンキ塗り、塗装、砂の吹き付け、ガラス繊維の生産またはその他有毒有害ガスを発生させる作業を行ったとき。

(三) 工業生産、ごみの埋め立て及びその他の活動中に発生する可燃性ガスを未回収利用、もしくは回収利用能力がなく、汚染防止処理を行わなかったとき、または可燃性ガスの回収利用装置が正常に運転できていないにも関わらず、速やかに修復もしくは交換しなかったとき。

(四) 工業塗装企業が低揮発性有機化合物含有塗料を使用せず、または台帳を作成、保管しなかったとき。

(五) 石油、化学工業及びその他の有機溶剤を生産、使用する企業が、パイプ、設備の日常保守、修理を行わず、材料漏出の減少または漏出した材料を速やかに回収する処理を行わなかったとき。

(六) 石油・ガス貯蔵施設、燃料油・ガス補給所、ガソリントンクローリー、ガスタンクローリー等に、国の規定に従い蒸気回収装置を設置せず、または正常に使用しなかったとき。

第八十四条 本条例の規定に違反し、企業・政府系事業組織及びその他の生産者・販売者に次のいずれかの行為があった場合は、県級以上人民政府の住宅・都市農村建設、交通運輸、国土資源、工業と情報化、都市管理、水利、環境保護等の官庁がその職責に応じて是正を命じ、一万元以上、三万元以下の過料を科す。情状が比較的軽微な場合は、三万元以上、十万元以下の過料を科す。是正を拒否した場合は、生産を停止しては是正を命ずる。過料が科され、是正を命じられたにも関わらず、是正を拒否した場合は、是正命令を発出した日の翌日から起算して、元の過料金額と同額の過料を日ごとに連続して科することができる。

(一) 工事建設、鉱山資源開発・加工等において有効な発じん汚染防止措置をとらなかったとき。

(二) 企業が資材貯蔵場に有効な発じん汚染防止措置をとらなかったとき。

第八十五条 本条例の規定に違反し、建設用土、残土、建設廃棄物等発じん汚染が発生しやすい資材を運搬する車両に、密閉またはその他の資材散乱防止措置をとらなかった時は、県級以上の地方人民政府が定めた監督管理官庁が是正を命じ、二千元以上、五千元以下の過料を科す。情状が重大な場合は、五千元以上、二万元以下の過料を科す。是正を拒否した場合は、車両の道路走行を禁ずる。

第八十六条 本条例の規定に違反し、自動車の運転手が排出検査に不合格の自動車を道路上で運転したときは、公安機関の交通管理当局が法に従い処罰する。

第八十七条 本条例の規定に違反し、農作物残茎、落ち葉、枯れ葉等ばいじんを発生させる物質を野焼きし、使用禁止区域もしくは重汚染気象緊急対策実施時に花火・爆竹を使用し、または人口密集地域で樹木、草花に劇毒、高毒性農薬を散布したときは、県級以上の人民政府が定めた監督管理官庁が是正を命じ、五百元以上、二千元以下の過料を科すことができる。

第八十八条 本条例の規定に違反し、現地の人民政府が定めた区域で屋外焼肉販売をしたときは、区設市、県（市、区）の人民政府が定めた主管官庁が是正を命じ、道具及び違法所得を没収し、併せて五百元以上、千五百元以下の過料を科す。情状が比較的重大な場合は、一万五千元以上、五千元以下の過料を科す。情状が重大な場合は、五千元以上、二万元以下の過料を科す。

第八十九条 本条例の規定に違反し、人口密集地域及び法に従い特別な保全を要する区域内で、アスファルト、アスファルトフェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ごみ及びその他有毒有害ばいじんと悪臭ガスを発生させる物質を屋外で焼却したときは、県級人民政府が定めた監督管理官庁が是正を命じ、事業者には一万元以上、三万元以下の過料を科す。情状が重大な場合は、事業者には三万元以上、十万元以下、個人には五百元以上、二千元以下の過料を科す。

第九十条 本条例の規定に違反し、集合住宅等非商業用建築物、専用ダクトを設けていない商業・住宅複合ビル内で住宅階と隣接する商業階に油煙を発生させる飲食サービスプロジェクトを新設、改築、拡張したときは、区設市、県（市、区）人民政府が定めた監督管理官庁が是正を命ずる。是正を拒否した場合は、閉鎖し、併せて一万元以上、三万元以下の過料を科し、情状が重大な場合は、三万元以上、十万元以下の過料を科す。

第九十一条 本条例の規定に違反し、大気汚染物質の排出により損害をもたらしたとき、「中華人民共和国権利侵害責任法」の関係規定に従い権利侵害の責任を追及する。犯罪とみなされた場合は、法に従い刑事責任を追及する。

#### 第八章 附 則

第九十二条 省人民政府は、本条例に基づいて実施細則を作成する。

第九十三条 本条例は、2016年3月1日から施行する。同時に、1996年11月3日に河北省第8人民代表大会常務委員会第23回会議で可決された「河北省大気汚染防止条例」は、廃止する。

出典：<http://he.people.com.cn/n2/2016/0125/c192235-27617756.html>